

II

17-⑥ 手すり

【基本的な考え方】

手すりは、高齢者、障害者等の安全性を確保し、歩行や移動などの動作を補助するために有効です。階段や傾斜路などの必要な箇所に適切に取り付けるとともに、材質や形状などへの配慮が必要です。

●構造等基準

項目	整備水準	解説
階段「2-1」 ●手すり	イ 踊場を除き、手すりが設けられていること。	手すりと壁との間は、4cm程度の距離を確保し、かつ、下側で支持します。
傾斜路「3-1」 ●手すり	イ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりが設けられていること。	
便所「4-1」 ●手すり	イ(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。	
敷地内の通路「5-1」 ●手すり	ロ(1) 段がある部分は、手すりが設けられていること。 ハ(1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりが設けられていること。	
浴室「7-1」 ●手すり	ロ 浴槽及び洗い場の周囲の壁には、手すりが設けられていること。	
客室「10-1」 ●手すり	ロ(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 ハ 浴槽及び洗い場の周囲の壁には、手すりが設けられていること。	
シャワー室「11-1」 ●手すり	ロ 壁には、手すりが設けられていること。	
利用円滑化経路「14-2」 ●手すり	(8) 学校（公立小学校等及び特別支援学校を除く。）、事務所等、共同住宅等、自動車教習所等及び工場以外の公共的施設で用途面積が2,000㎡以上のものの利用円滑化経路を構成する昇降機（特殊な構造等の昇降機を除く。）にあっては、次に定める構造であること。 (四) かご内には、その両側面に手すりが設けられていること。	

○設計標準

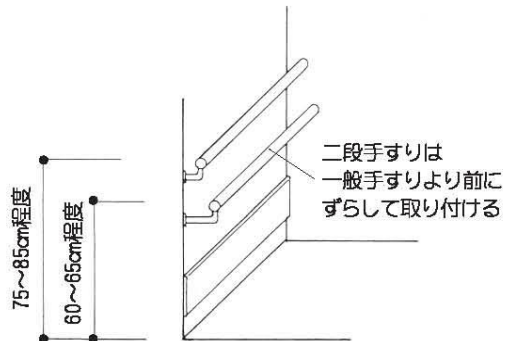
項目	整備水準	解説
<ul style="list-style-type: none"> ○設置場所 ○敷地内の通路の傾斜路 ○敷地内の通路の段 ○建築物の出入口 ○廊下等 ○階段 ○傾斜路 ○エレベーター ○エスカレーター ○車いす使用者用便房 ○浴室 ○手すりの構造 ○断面 ○端部 ○統一性 ○支持部材 ○材質 ○点字案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりは、次のような場所に設置します。 ・敷地内の通路の傾斜路の高さが16cmを越え、かつ、勾配が20分の1を越える場合は、両側に手すりを設けます。 ・敷地内の通路の段の両側に手すりを設けます。 ・建築物の出入口に上履きに履き替える場所を設ける場合には、体を支えるための手すりやベンチなどを設けます。 ・廊下等には、手すりを設けます。 ・踊場を除き、両側に手すりを設けます。 ・傾斜路の高さが16cmを越える場合は、両側に手すりを設けます。 ・かご内には、その両側面に手すりを設けます。 ・移動手すりと連続させて、固定手すりを設けます。 ・便座の両側には、水平、垂直に手すりを取り付けます。 ・腰掛便座の周囲に取り付ける可動式の水平手すりは、車いすからの移乗に配慮し、跳ね上げ式などとしします。 ・手すりの表面材質は、木製や樹脂製とするなど金属製以外のものとしします。 ・洗い場から浴槽に降りるための段を設ける場合には、手すりを設けます。 ・手すりの構造は、次のとおりとしします。 ・手すりの断面の形状は、つかみやすいことが重要であり、外径3～4cm（小児用の場合は3cm）程度としします。 ・階段、傾斜路に設ける手すりの端部は、体の移動動作を補助し、通路形態の変化を予告するために、その端から延長し、45cm以上の水平部分を設けます。 ・利用者が衝突した際の安全に配慮し、手すりの端部は、床方向に立ち下げる、壁面に巻き込む等の処理をします。 ・建築物内の手すりは統一した高さとし、かつ、できる限り連続して設けます。 ・手すりの支持部材の形状は、移動の際に、手が引っかからないものとしします。 ・温度感や肌触りがよく、耐久性があるものとしします。 ・廊下等、階段、傾斜路等の端部、曲がり角、始点、終点などの要所部分に設ける手すりには、現在位置及び誘導内容等を点字で表示します。 	<ul style="list-style-type: none"> [BF] 利用円滑化誘導基準 [BF] 利用円滑化誘導基準 手すりを設置する場合は縦型としします。 [BF] 利用円滑化誘導基準 [BF] 利用円滑化誘導基準 移動手すりの先端からの長さを100cm以上としします。 水平手すりの高さは、70cm程度としします。 手すりは、便座の中心線から左右35cm程度の位置に設けます。 表面の材質は木製、樹脂製など金属製以外のものが好まれます。

手すり

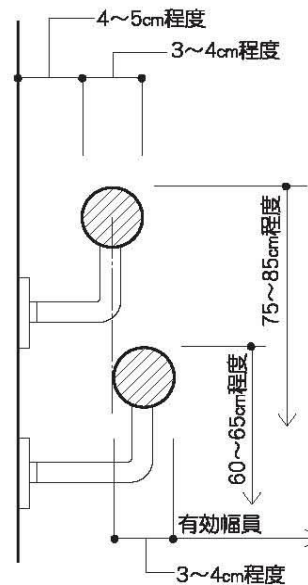
◇望ましい配慮

項目	整備水準	解説
◇連続性	<ul style="list-style-type: none">手すりは、起点から終点まで連続して設けます。階段、スロープ等の手すりは、体重をかけた時に、滑りにくものとしします。傾斜路、階段、段及び廊下等に手すりを設ける場合は、二段手すりを併設します。床置き式小便器には、両側及び前方の胸部の位置に手すりを設けます。ベッドのわき等に手すりを設けます。シャワーブースには、上部にぶら下がり用吊り輪や壁面に縦手すりを設けます。ベンチの両端に、手すり兼用となるような大きめのひじ掛けを設けます。	二段手すりの高さは、60～65cmとし、一般用手すりよりも前にずらして取り付けます。
◇滑りにくさ		
◇二段の手すり		
◇便所		
◇客室		
◇シャワー室		
◇休憩設備		

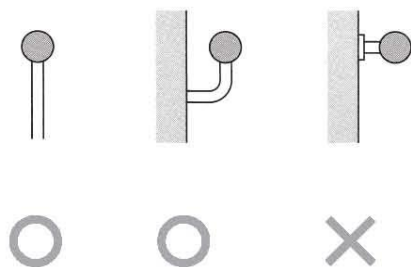
手すりの配置例



手すりの形状 (つかみやすい形状とする)

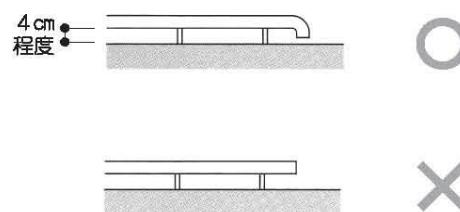


手すりの支持方法



支持材が手にぶつかるため好ましくない

手すりの端部の形状



階段と手すりの点字表示取付例

